

鹿屋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年鹿屋市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第7の59の項中「26」を「25」に改め、同表61の項及び62の項中「27」を「26」に改め、同表63の項及び64の項中「28」を「27」に改め、同表65の項中「29」を「27」に改め、同表66の項中「29」を「28」に改め、同表67の項及び68の項中「30」を「28」

に改め、同表69の項及び70の項中「31」を「29」に改め、同表中

71	32
72	32

を

71	30
72	30

に改め、同表73の項及び74の項中「33」を「31」に改め、同

表75の項及び76の項中「34」を「32」に改め、同表77の項及び78の項中「35」を「33」に改め、同表79の項及び80の項中「36」を「34」に改め、同表81の項及び82の項中「37」を「35」に改め、同表83の項及び84の項中「38」を「36」に改め、同表85の項及び86の項中「39」を「37」に改め、同表87の項及び88の項中「40」を「38」に改め、同表89の項及び90の項中「41」を「39」に改め、同表91の項及び92の項中「42」を「40」に改め、同表93の項中「43」を「41」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。